

1 趣旨

この実施要項は、令和5年度大井町観光振興基本計画策定業務（以下、「本業務」という。）の委託契約候補者を、公募型のプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5年度 大井町観光振興基本計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和5年度 大井町観光振興基本計画策定業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月22日（金）まで

(4) 納品場所

大井町地域振興課

(5) 委託上限額

6,990,500円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 大井町から指名停止措置を現に受けていないこと。
- (3) 社会更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。（社会更生法の規定による再生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (4) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が大井町暴力団排除条例（平成23年4月1日条例第7号）に抵触していないこと。
- (5) 国税、都道府県税及び市町村税等の滞納がない者であること。
- (6) 過去5年以内に本業務と同種の業務の実績を有する者であること。同種の業務とは官公庁（官公庁と連携し観光振興を行う観光協会、広域観光圏を含む）発注の観光振興計画策定、観光動態調査、観光マーケティング調査等の観光にかかる計画策定や調査業務をいう。

4 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

5 選考スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（一部予定を含む）は以下のとおりとする。

- (1) 公募開始及び実施要領の公表
令和5年8月3日（木）
※町ホームページにて提出書類等のダウンロード可。
- (2) 参加意思表明書の提出期限
令和5年8月9日（水）午後5時00分まで
- (3) 参加資格審査結果通知
令和5年8月14日（月）通知発送
- (4) 質問書の提出期限
令和5年8月14日（月）午後5時00分まで
- (5) 質問の回答期日
令和5年8月16日（水）に町ホームページにて掲載
- (6) 企画提案書等の提出期限
令和5年8月23日（水）午後5時00分まで
- (7) 企画提案書類審査
令和5年8月24日（木）から令和5年8月25日（金）
- (8) 企画提案書類審査結果通知
令和5年8月28日（月）通知発送
- (9) プレゼンテーション審査
令和5年9月4日（月）予定
- (10) 選定結果の通知
令和5年9月上旬予定
- (11) 委託業務の契約締結
令和5年9月中旬予定

6 事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

大井町地域振興課

住所 〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995 番地

電話 0465-85-5013 ファクシミリ 0465-82-3295

電子メール shinkou@town.oi.kanagawa.jp

7 参加意思表明書等の提出

本プロポーザルに参加する意思がある場合は、以下により書類を提出すること。提出がない場合は、このプロポーザルへの参加は認めないものとする。

- (1) 提出書類
ア 参加意思表明書（様式第1号） 1部

イ 会社概要（様式第2号） 1部

(2) 提出期限

令和5年8月9日（水）午後5時00分まで

(3) 提出方法

上記の提出書類を直接持参又は郵送で提出すること。（郵送場合は、上記提出期限必着とする。）

※郵送等における事故等については、一切関知しない。

(4) 提出先

大井町地域振興課（第6項参照）

8 質問書の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、質問事項を明確にし、電子メールにより照会すること。電子メール以外（直接来庁及び電話での問い合わせ等）については対応しないものとする。

(1) 提出期限

令和5年8月14日（月）午後5時00分まで

(2) 提出方法

質問書（様式第3号）により大井町地域振興課（第6項参照）へ電子メールで提出するものとする。

(3) 回答方法

提出までに寄せられたすべての質問及び回答を取りまとめ、令和5年8月16日（水）に町ホームページにて掲載するものとする。

(4) 留意事項

質問に当たっては、会社名及び担当者の所属、氏名、電話番号、電子メールアドレスを明記すること。（質問者不明の質問は回答しない。）

9 参加資格審査結果の通知

参加資格の有無については、参加資格結果通知書（様式第4号）をもって行うものとする。なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

(1) 通知日

令和5年8月14日（月）

(2) 通知方法

全参加者へ参加資格結果通知を郵送にて通知する。

(3) 結果に関する問い合わせ

大井町地域振興課（第6項参照）

10 企画提案書等の提出

参加事業者は、原則必要領及び仕様書の条件を満たす企画提案をすることとし、以下のとおり選考に必要な書類（以下、「提出書類」という。）を直接持参又は郵送により提出すること。

なお、提案の提出は1社につき1件に限るものとし、重複しての提出は認めない。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第5号） 1部
- イ 企画提案書（A4版任意様式） 8部

【留意事項】

- (a) 企画提案書別紙についてはA4判で作成し、目次をつけること。
- (b) フォント及びフォントサイズ、イメージ図等の掲載は任意とする。
- (c) 難解な技術用語等の使用は極力避け、必要な場合は脚注を付けること。
- (d) 総ページは表紙並びに目次を除き、最大30ページとする。A3判の折り込みも可とするが、片面2ページ換算とする。なお、両面印刷の場合、A4は2ページ、A3は4ページ換算とする。
- (e) 各ページの下段に番号をふり、ページ数が多い場合などは必要に応じてステープラー等で2ヶ所を綴じること。（長辺綴じ）

- ウ 業務実績書（任意様式） 8部

過去に本業務と同種又は類似の業務を実施した実績と成果について、その内容を記載すること。

- エ 見積書（任意様式）

※会社、代表者氏名を記載し、押印のうえ明細書を添付すること。

(2) 提出期限

令和5年8月23日（水）午後5時00分まで

(3) 提出方法

上記の提出書類を直接持参又は郵送で提出すること。（郵送場合は、上記提出期限必着とする。）

※郵送等における事故等については、一切関知しない。

※書類の不備による再提出及び修正を含む。

(4) 提出先

大井町地域振興課（第6項参照）

11 参加辞退届の提出

本プロポーザルを辞退しようとする者は、次のとおり書類を提出するものとする。なお、辞退したことを理由として、今後、大井町の行う業務に不利な取り扱いをされることはない。

(1) 提出書類

参加辞退届出書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和5年8月23日（水）午後5時00分まで

(3) 提出方法

上記の提出書類を直接持参又は郵送で提出すること。（郵送場合は、上記提出期限必着とする。）

(4) 提出先

大井町地域振興課（第6項参照）

12 審査方法及び評価基準

庁内関係者等で構成する審査会において、「令和5年度 大井町観光振興基本計画策定業務採点基準表」（別紙1）（以下、「採点基準表」という。）により評価を行うものとする。

（1）企画提案書類審査

企画提案書等の内容を審査し、上位4社をプレゼンテーション審査の対象とし、審査結果については、企画提案書審査結果通知書（様式第7号）をもって行うものとする。

なお、参加意思表明書及び企画提案書が以下の項目に該当する場合には、参加を無効とする。

ア 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類の作成、提出において、不正行為が認められた場合

エ 見積書に記載された金額が、「第2項第5号」の委託上限額を超えた場合

オ 「第3項」の各号に掲げる参加資格要件に該当しない場合

（2）プレゼンテーション審査

提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）は、令和5年9月4日（月）に行う。

なお、開始時間及び場所等の詳細については別途通知する。

ア プレゼンテーションの所要時間は15分以内とし、その後、10分程度の質疑応答により行う。

イ 書類審査で使用した企画提案書に基づき、特に提案したい項目についてプレゼンテーションを行う。

ウ プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、管理責任者となるものは必ず出席すること。

エ 提案説明は本業務遂行担当者が行うものとする。

オ プレゼンテーション終了後、内容について個々に審査し、点数化する。

カ プレゼンテーションにおいてパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、企画提案書提出届（様式第4号）にその旨を記載し、提出すること。なお、プロジェクター、スクリーン及びHDMI端子ケーブルは大井町が用意するが、その他の機材については、提案者が用意するものとする。

（3）評価

企画提案書類審査及びプレゼンテーション審査の内容により、事業者ごとの点数結果に基づき、総合的に評価を行い、最も上位の者を委託候補者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の候補者として決定する。

13 選考結果

選考結果は令和5年9月上旬までにプレゼンテーションに参加した全ての事業者に対してプレゼンテーション審査結果通知書（様式第8号）をもって行うものとする。

14 契約締結

（1）委託候補者は、業務内容の詳細について、大井町と協議及び契約内容に関する交渉を行

- い、協議が整ったときは、契約を締結するものとする。
- (2) 委託候補者が何らかの理由により契約を締結することができなかった場合には、次点の者を委託候補者とする。

15 留意事項・その他

- (1) 企画提案書等の資料作成、プロポーザルへの参加等に要した費用の一切については、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の返却はしないものとし、辞退した場合も同様とする。
- (3) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合や、プレゼンテーションに欠席する場合又は辞退の申し出があった場合は、資格を失うものとする。
- (4) 提出期限を過ぎた企画提案書等の提出書類の差し替え、追加、削除等は認めない。
- (5) 参加意思表明書提出後に、完成品イメージ作成のため、町ホームページ等に掲載している写真等の使用を認める。なお、使用した写真等は、当該プロポーザル以外への使用を禁じる。